

豊後高田市人権施策基本計画

改訂版



2025年（令和7年）3月

豊 後 高 田 市

I 人権施策基本計画策定の背景と基本的考え方

1 基本計画策定までの経緯	1
(1) 国際社会の取組	
(2) 国・県の取組	
(3) 豊後高田市の取組	3
2 豊後高田市の基本的考え方	4
(1) 目的	
(2) 基本理念	
(3) 基本方針	

II 分野別人権施策の推進

1 部落差別問題	5
2 女性の人権問題	8
3 子どもの人権問題	10
4 高齢者の人権問題	13
5 障がいのある人の人権問題	15
6 外国人の人権問題	19
7 医療をめぐる人権問題	21
8 さまざまな人権問題	24

III 豊後高田市における人権施策の推進

1 あらゆる場における教育・啓発	30
2 人材の養成と推進環境の整備	31
3 関係機関・団体等との連携及び市民との協働	32
4 相談・支援・人権擁護の推進	

IV 計画の推進にあたって

1 推進体制	33
2 基本計画の見直し	

(資料 編)

・ 日本国憲法（抜粋）	36
・ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	38
・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	40
・ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律	48
・ 部落差別の解消の推進に関する法律	52
・ 大分県人権尊重社会づくり推進条例	54
・ 豊後高田市における部落差別をはじめ あらゆる差別の解消を推進し人権を擁護する条例	58
・ 豊後高田市人権施策推進本部設置要綱	61

I 人権施策基本計画策定の背景と基本的考え方

1 基本計画策定までの経緯

(1) 国際社会の取組

20 世紀、人類の起こした大きな過ち(世界戦争)の反省の上にたって、国際連合(国連)は、1948 年(昭和 23 年)の総会において「世界人権宣言」を採択し、「基本的人権の承認は、世界平和の基礎であり、理性と良心によって支えられる」ことを明らかにし、人権に関する諸条約や国際年を制定し、その定着化に努めてきました。

こうした中、世界平和と秩序のキーワードは「人権」であるとして、1994 年(平成 6 年)の総会で国連は 1995 年から 2004 年までを「人権教育のための国連 10 年」と定め、具体的プログラムとして「人権教育のための国連 10 年行動計画」が採択され、世界各地でより一層に人権教育が徹底される取組が進められました。

さらに、2004 年(平成 16 年)に国連人権委員会で「人権教育のための世界計画」を提案する「人権教育の国連 10 年フォローアップ決議」が採択されました。「人権教育のための世界計画」では、終了期限を設けず 5 年ごとのフェーズと行動計画が策定され、第 1 フェーズ {2005 年(平成 17 年)～2009 年(平成 21 年)} では、初等教育及び中等教育における人権教育、第 2 フェーズ {2010 年(平成 22 年)～2014 年(平成 26 年)} では、高等教育、公務員、法執行者、軍隊への人権教育、第 3 フェーズ {2015 年(平成 27 年)～2019 年(平成 31 年)} では、メディア・ジャーナリストへの人権教育及び第 1・第 2 フェーズの行動計画の取組の強化などの行動計画が示されました。

また、2006 年(平成 18 年)6 月には人権の重要性に鑑み、国連経済社会理事会の下部機関であった人権委員会が、総会の補助機関の 1 つとして人権理事会へと強化され、同年 12 月には障がいのある人の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がいのある人固有の尊厳の尊重を促進することを目的とした「障害者の権利に関する条約」が、2011 年(平成 23 年)3 月には「人権教育及び研修に関する国連宣言」が国連総会において採択されました。

そして、2015 年(平成 27 年)の国連総会において、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標として「持続可能な開発目標(SDGs)」が示されました。その前文で、地球上の「誰一人取り残さない」「すべての人々の人権を実現」することを掲げており、17 の目標とターゲットの根底には、人権尊重の考えがあると言えます。

(2) 国・県の取組

日本国憲法では、「基本的人権の尊重」が憲法の 3 大基本原則の一つとしてされ、第 13 条では「個人の尊重」、第 14 条では「法の下での平等」を規定しています。

わが国固有の人権問題である部落差別問題については、1965 年(昭和 40 年)の「同和対策審議会答申」を受けて「同和問題の解決は、国の責務であり、国民的な課題である」との認識の下に、1969 年(昭和 44 年)には、わが国で最初の総合的な人権施策となる「同和対策事業特別措置法」が制定され、さまざまな取組が行われてき

ました。その施策も数度にわたる延長の中で、差別の結果としての実態的差別、すなわち生活環境面で存在していた格差は大きく改善されてきたのは確かです。しかし、結婚問題を中心に心理的差別は、依然として根強く存在しています。

1997年（平成9年）には「人権教育のための国連10年」の決議を受けて、国内行動計画が策定され、2000年（平成12年）「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を制定し、2002年（平成14年）「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

また、2004年（平成16年）には文部科学省が「人権教育の指導方法等の在り方について」の第1次とりまとめを出し、2006年（平成18年）に第2次とりまとめを、2008年（平成20年）には第3次とりまとめを出しました。

2000年（平成12年）には「児童虐待の防止等に関する法律」を制定し、2001年（平成13年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を、2005年（平成17年）に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」及び「犯罪被害者等基本法」を制定、2008年（平成20年）に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」、2013年（平成25年）に「生活困窮者自立支援法」及び「いじめ防止対策推進法」並びに「障害者差別解消法」を制定しました。

「障害者差別解消法」は、「障害者権利条約」批准後の2016年（平成28年）4月から施行され、同年には、「ヘイトスピーチ解消法」及び「部落差別解消推進法」が施行されたことから、人権三法とも呼ばれています。

近年の主な法律整備としては、2019年（令和元年）に、アイヌ民族の諸課題に対応するための「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行されるとともに、2023年（令和5年）には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」が施行され、人権尊重社会実現に向けた取組が進んでいます。

県においても、1998年（平成10年）「人権教育のための国連10年大分県行動計画」を策定、さらに「人権教育のための国連10年」の基本的考え方の趣旨を踏まえ、2005年（平成17年）には、人権施策を総合的かつ効果的に推進するための指針として新たに「大分県人権施策基本計画」を策定しました。また、県教育委員会においても、2006年（平成18年）に「大分県人権教育基本計画」を策定しました。

基本計画に基づき、2008年（平成20年）12月に「大分県人権尊重社会づくり推進条例」を策定し、2010年（平成22年）には条例に基づき「大分県人権尊重施策基本方針」及び「大分県人権尊重施策基本方針 実施計画」を策定しました。

その後2015年（平成27年）4月に基本方針を改訂し、2016年（平成28年）4月には「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」を施行しました。

2017年（平成29年）12月には、犯罪被害者や遺族を支えるため、周囲の心ない言動などの「二次被害」の定義を盛り込んだ「犯罪被害者支援条例」が成立し、2018年（平成30年）4月から施行されるなど、共生社会の実現に向けた取組が進められています。

そして、2018年（平成30年）に実施した「人権に関する県民意識調査」の結果

を踏まえ、さらに人権が尊重される社会づくりの取組を推進するため、2020 年（令和 2 年）に基本方針の見直しを行うとともに、2022 年（令和 4 年）には、現条例を見直し（「大分県部落差別等あらゆる不当な差別の解消等に取り組む人権尊重社会づくり推進条例」に改正）、人権を尊重する社会づくりのさらなる推進を図っています。

（３） 豊後高田市の取組

本市では、1997 年（平成 9 年）「人権教育のための国連 10 年推進本部」を設置し、1998 年（平成 10 年）に「人権教育のための国連 10 年豊後高田市行動計画（行動計画）」を策定しました。

この行動計画は、2004 年（平成 16 年）をもって終了しましたが、一層の人権意識の高揚のために行動計画の実践の中で積み上げられた成果・評価を踏まえ、更に一步踏み込んで人権施策を総合的かつ効果的に推進するための指針となる「豊後高田市人権施策基本計画」を 2006 年（平成 18 年）12 月に策定しました。

また、1996 年（平成 8 年）に制定した「豊後高田市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくし人権を擁護する条例」は、2016 年（平成 28 年）に施行された人権三法を踏まえ、2018 年（平成 30 年）12 月「豊後高田市における部落差別をはじめあらゆる差別の解消を推進し人権を擁護する条例」に改正しました。

この他にも、2013 年（平成 25 年）に「豊後高田市男女共同参画推進条例」、2018 年（平成 30 年）に「豊後高田市犯罪被害者等支援条例」、2020 年（令和 2 年）には「豊後高田市手話・点字等障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の普及及び利用促進に関する条例」を施行し、誰もが安全に、安心して暮らせる共生社会の実現に向けた取組を進めてきました。

しかしながら、部落差別をはじめとする多くの人権問題が依然として未解決のまま存在し、また、国際化や少子高齢化、情報化社会の進展等、社会情勢の変化にともない、新たな人権に関する課題も生じてきています。

このようなことから、市民の人権・部落差別問題に関する意識の現状を把握・分析し、人権教育・啓発に関する施策を効果的に推進するための基礎資料とする事を目的に、2023 年（令和 5 年）に「豊後高田市人権に関する市民意識調査」を実施しました。

社会情勢の変化に伴い、人権問題も複雑・多様化しています。このため、5 年ごとに基本計画の見直しを行い、本市の人権教育・啓発の推進を図ることとします。

2 豊後高田市の基本的考え方

(1) 目的

この基本計画は、人権という普遍的文化の構築にむけた本市の基本的考え方、各分野の現状と課題、それに対する具体的な取組を明らかにし、本市における人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく指針となるものです。

2000年(平成12年)「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、地方公共団体の責務を明らかにしました。その上にたつて、「人権教育のための国連10年」の基本的考え方の趣旨をも踏まえ、更に内容を充実させて策定するものです。

(2) 基本理念

すべての人々の人権が尊重される社会の実現は、「人権という普遍的文化の創造」を目指すという人類共通の願いです。

しかし、近年、社会の国際化や少子高齢化・情報化・価値観の多様化により、さまざまな社会問題が発生し、新たな人権課題が提起されています。

この計画では、社会制度や慣習に起因する差別の解消にむけて、市民の理解を深めるため差別の解消に取り組む社会の確立を目指すとともに、すべての人が自らの尊厳について認識し、多様な価値観と生き方を認め合う「共生社会」の実現を基本理念とします。

(3) 基本方針

○「人権尊重社会の実現」を目指して、啓発活動や教育及び人権擁護に必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で市民の人権意識の高揚につとめ、差別をしない、差別を許さない世論の形成や人権尊重の社会的環境の醸成に努めます。

○人権尊重社会の確立を目指し、学校教育・社会教育において人権教育がすべての教育活動の根底にあると位置づけ、人権意識の基礎を培い、豊かな人権感覚を育成し、人権を尊重する意欲や態度・技能を育成する教育を推進します。

○市民一人ひとりが、人権に関するさまざまな問題に気付き、あらゆる場を学習の機会ととらえ、自発的に参加し、常に考える習慣を身につけることができるよう、地域・家庭・職域その他のさまざまな場を通じて、人権教育・啓発を推進します。

Ⅱ 分野別人権施策の推進

1 部落差別問題

【現状と課題】

1965 年（昭和 40 年）の同和対策審議会答申の中で、「同和問題の解決は国の責務であり、同時に国民的課題である」と述べられています。これを受け、「同和対策事業特別措置法」「地域改善対策特別措置法」等に基づく同和行政が積極的に推進されました。

本市においても、部落差別問題は基本的人権に関する重大な社会問題であり、その解決は市政の重要課題であるとして、これまで各種対策事業や人権教育・啓発活動などを積極的に推進してきた結果、一定の成果がみられますが、結婚問題を中心に差別意識がまだまだ解消されていません。

インターネット上の部落差別については、2008 年（平成 20 年）に「インターネットによる差別表現の流布事案に係る県と大分県下人権・同和対策連絡協議会の対応の申し合わせ」により、特定「スレッド」の監視を行い、差別表現については法務省等へ削除依頼を行ってきましたが、十分な成果を上げることができていません。

住民票の写し等の不正請求及び不正取得の防止については、2013 年（平成 25 年）4 月に本人通知制度が実施され、戸籍謄本などの不正取得による差別身元調査を防ぐための取組が進められています。

2023 年（令和 5 年）に行った「豊後高田市人権に関する市民意識調査（市民意識調査）」では、「あなたは、被差別部落の人に対する差別が、今日でもあると思いますか。」という設問については、「なお厳しく存在していると思う」と「少しは残されていると思う」と答えた方を合わせた割合は 51.1%となり、まだ差別があると考える人の割合が約 5 割という高い結果が出ています。

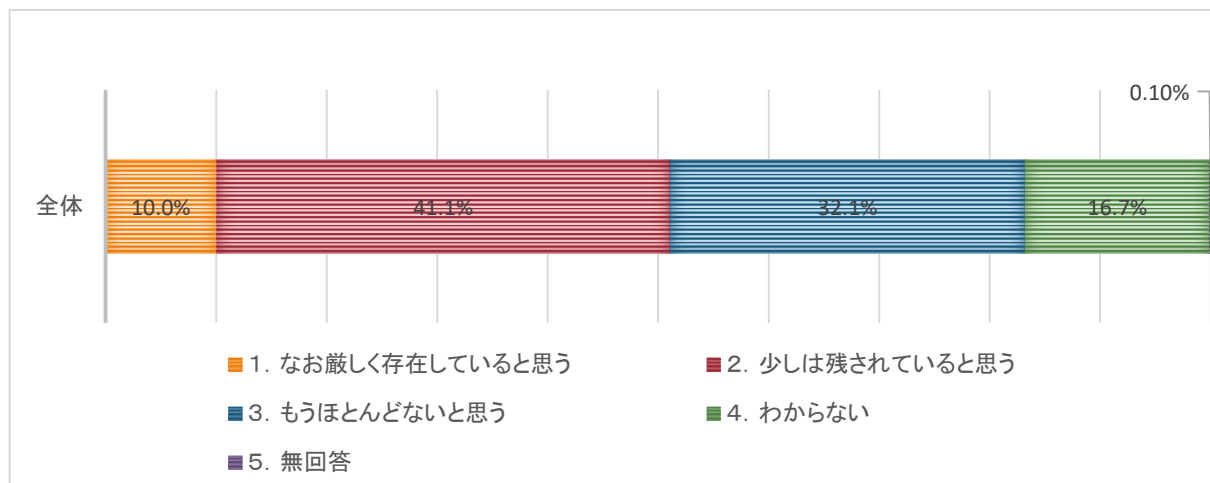
また、「あなたの子どもが被差別部落出身者と結婚するとしたらどうしますか」という設問については、「反対しない」が 43.7%と一番多い結果となっていますが、前回調査から 7.5 ポイント減少（悪化）しています。また、「出来れば被差別部落の人でない方がよいが反対はしない」と「反対はするが、本人の意思が強ければやむを得ない」を合わせた、いわゆる消極的反対が 29.7%となっているほか、21.7%は「わからない」と回答していることから、部落差別の現状がわかります。

2016 年（平成 28 年）12 月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」では、「現在もなお部落差別が存在する」との認識が明確に示され、「基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題」として「基本理念」に基づき、自治体が取り組むべき課題として「相談体制の充実」「教育及び啓発」「部落差別の実態に係る調査」が規定されています。

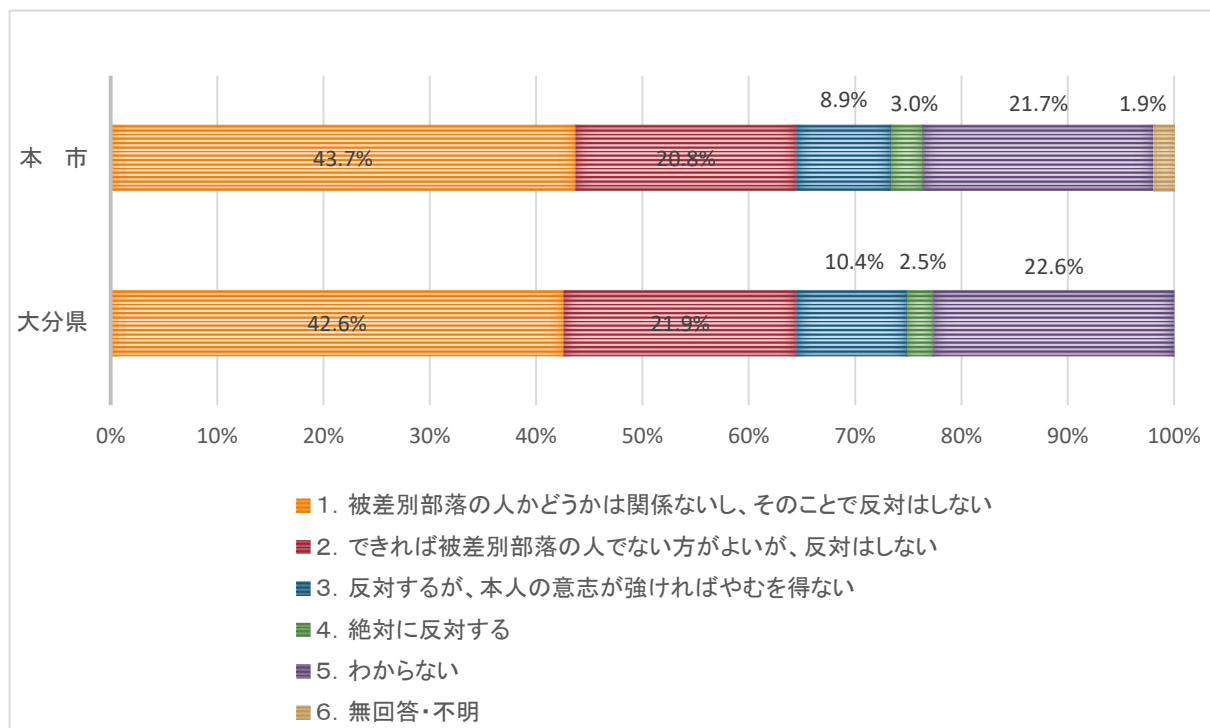
本市におきましては、「豊後高田市における部落差別をはじめあらゆる差別の解

消を推進し人権を擁護する条例」に基づき、「豊後高田市部落差別の解消の推進に関する基本方針」にそった諸施策を推進することが必要です。

あなたは、被差別部落の人に対する差別が、今日でもあると思いますか。



子どもが被差別部落出身の人と結婚したいと言った時の対応



《人権に関する市民意識調査について》

調査時期 令和5年10月25日～同年11月15日

調査対象 市内に居住する18歳以上の市民1,000人

抽出方法 住民基本台帳から性別・年代別に無作為抽出

有効回収率と有効回答者数

42.6% 426人（男性201 女性213 回答したくない12）

【推進方針】

① 人権意識の普及・高揚

広く市民に対し人権意識の普及、高揚を図るとともに、それらにかかわる人材の育成を図り、啓発活動については、部落差別問題を人権問題の重要な柱として捉え、より効果的・積極的に取り組みます。

② 教育の充実

豊後高田市「部落差別に係る教育」基本方針に基づき、さまざまな人権問題に関する差別意識の解消を目指し、人権侵害の現状を的確に捉えながら、総合的な教育の推進に取り組みます。

学校教育においては、同和教育の成果を踏まえ、目の前の子どもたちの実態を捉え、発達段階に応じた教育の充実を図り、部落差別問題を正しく認識し、差別や不合理を見抜く力と差別の解消を図る意欲と実践力を育みます。また、基礎学力の定着、思考力、判断力、表現力等の育成、進路指導の充実に取り組みます。

また、社会教育においては、あらゆる学習の機会に、基本的人権の尊重を基調とする学習活動の促進と部落差別問題を解消するための学習に取り組んでいきます。

③ 実態の把握

人権に関する市民意識調査を実施するとともに、関係団体と連携を図りながら部落差別の実態把握に努めます。

④ 社会福祉の増進

福祉行政における諸制度の適正な活用及び助言に努めます。また、住民参加の活動においては隣保館を有効に活用します。

⑤ 相談・支援・人権擁護の充実

隣保館における相談体制の充実を図るとともに、国・県・民間団体との緊密な連携の中で、支援及び人権擁護の充実に努めます。

2 女性の人権問題

【現状と課題】

世界的には1975年（昭和50年）の国際婦人年に女性の重要性が取り上げられるようになり、国においては、「女性差別撤廃条約」批准後、「男女雇用機会均等法」や育児・介護休業を取得できる「育児・介護休業法」等の制定をすることで個別の課題に対応するとともに、1999年（平成11年）に「男女共同参画社会基本法」を制定し、女性の地位向上へ向けての取組が進められてきました

本市においても、男女が互いの人権を尊重し、共に支え合い、あらゆる分野で個性と能力が発揮できる社会を目指して、2009年（平成21年）3月に「ぶんごたかだ愛・あいプラン（豊後高田市男女共同参画計画）」を策定し、その後、社会情勢の変化などに対応するため、3回の改定を行い、2024年（令和6年）3月には「第4次豊後高田市男女共同参画計画」を策定し、各種取組を進めています。

2023年（令和5年）に行った市民意識調査において、「あなたは、男女平等が実現していると思いますか。」の質問に対して、家庭では、「実現していると思う」と「どちらかといえば実現していると思う」を合わせると55.0%と5割を超えています。同じ質問に対し、職場では、「実現していると思う」と「どちらかといえば実現していると思う」を合わせると42.5%、地域生活では39.3%となっており、家庭と比べて低い割合となっています。

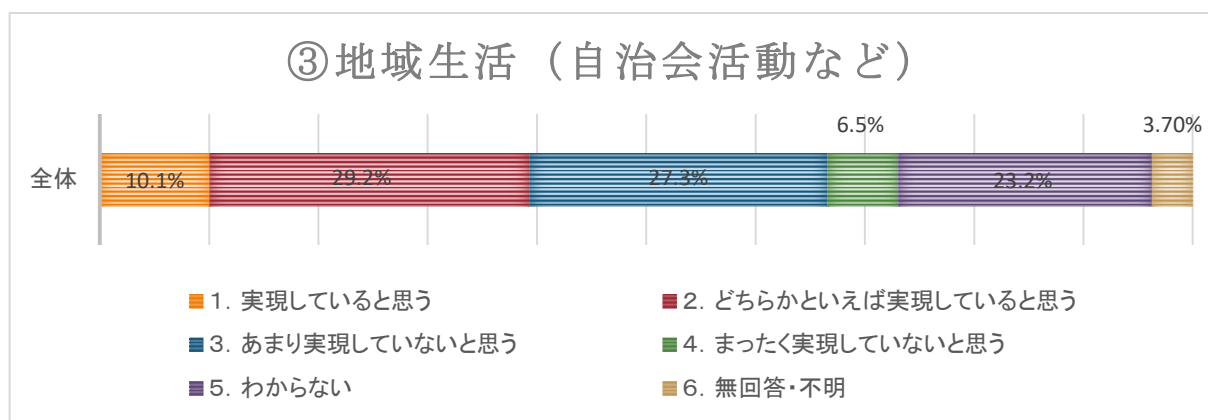
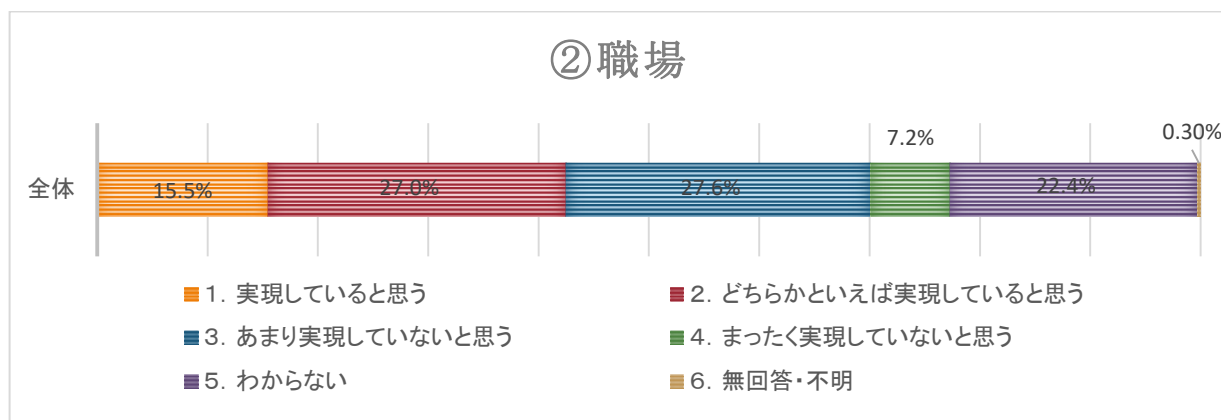
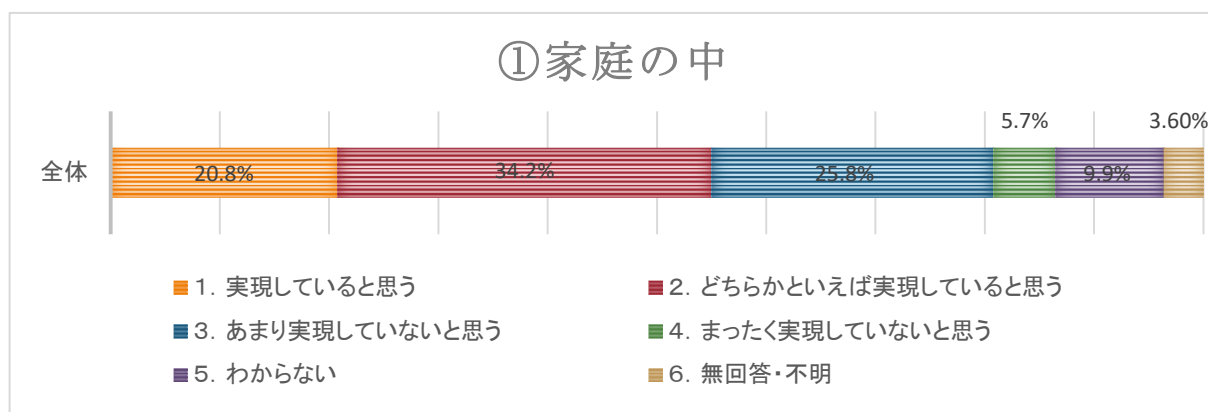
また、「男女平等が全く実現していないと思う」と回答した割合は、3つの項目の中で職場の割合が一番高く、7.2%となっています。

自分の中にある社会的・文化的に形成された性的差別の存在に気づき、行動し、女性の人権が守られる社会づくりを目指して、教育、啓発を強化していくことが大切です。

また、女性に対する重大な人権侵害である「ドメスティック・バイオレンス（夫・恋人からの暴力）」「セクシュアル・ハラスメント」の問題は、迅速な対応が必要となっています。この問題は男女の社会的地位や経済力格差、女性軽視の風潮が背景にあり、社会全体での対応が求められています。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」等の改正が行われ、「男女雇用機会均等法」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」等、法整備がすすめられる中、相談体制の充実や被害者支援にむけた取組、ワークライフバランスの推進等、これらの問題を解決していく必要があります。

あなたは、男女平等が実現していると思いますか。



【推進方針】

① 男女共同参画社会を目指す意識づくり

家庭・学校・職場などに、性別役割分担意識の払拭をはかり、女性人権尊重意識の醸成に向け、あらゆる機会をとらえ教育・啓発に努めます。特に、学校教育では、性別に基づく固定的な役割分担意識の解消に向け、子どもたち一人ひとりが自分らしさに気付き、性別で制限されることなく、どう生きるかを自己決定できる力を養っていきます。

② 誰もが安心して暮らせる社会づくり

配偶者やパートナーに対する暴力（ドメスティック・バイオレンス）、セクシュアル・ハラスメント、ストーカーなど女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、暴力根絶の啓発強化を図るとともに、相談体制の充実に努めます。

③ 男女が共に活躍できる環境づくり

審議会等の女性参画や公的役割の女性登用を促進することなどで、あらゆる分野への参画の推進に取り組みます。また、職場や家庭の中で、男女が共に働いていける環境づくりの充実、「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」に基づく、ワークライフバランスの推進に努めます。

3 子どもの人権問題

【現状と課題】

1989年（平成元年）に国際連合において「児童の権利に関する条約」が採択され、わが国においても、1994年（平成6年）にこれを批准しました。「日本国憲法」「教育基本法」「児童福祉法」等の法令ならびに「児童の権利に関する条約」等の趣旨に沿って、子ども一人ひとりが尊重され、保護されなければなりません。

また、1999年（平成11年）には「児童買春・児童ポルノにかかる行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」が制定され、児童虐待の予防、早期発見、子どもの人権擁護にむけた積極的な取組が求められています。

学校では、いじめや不登校の問題・暴力事件の低年齢化など深刻な状況になる一方、家庭では育児放棄（ネグレクト）や児童虐待、子どもの貧困に加え、ヤングケアラ（家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ど

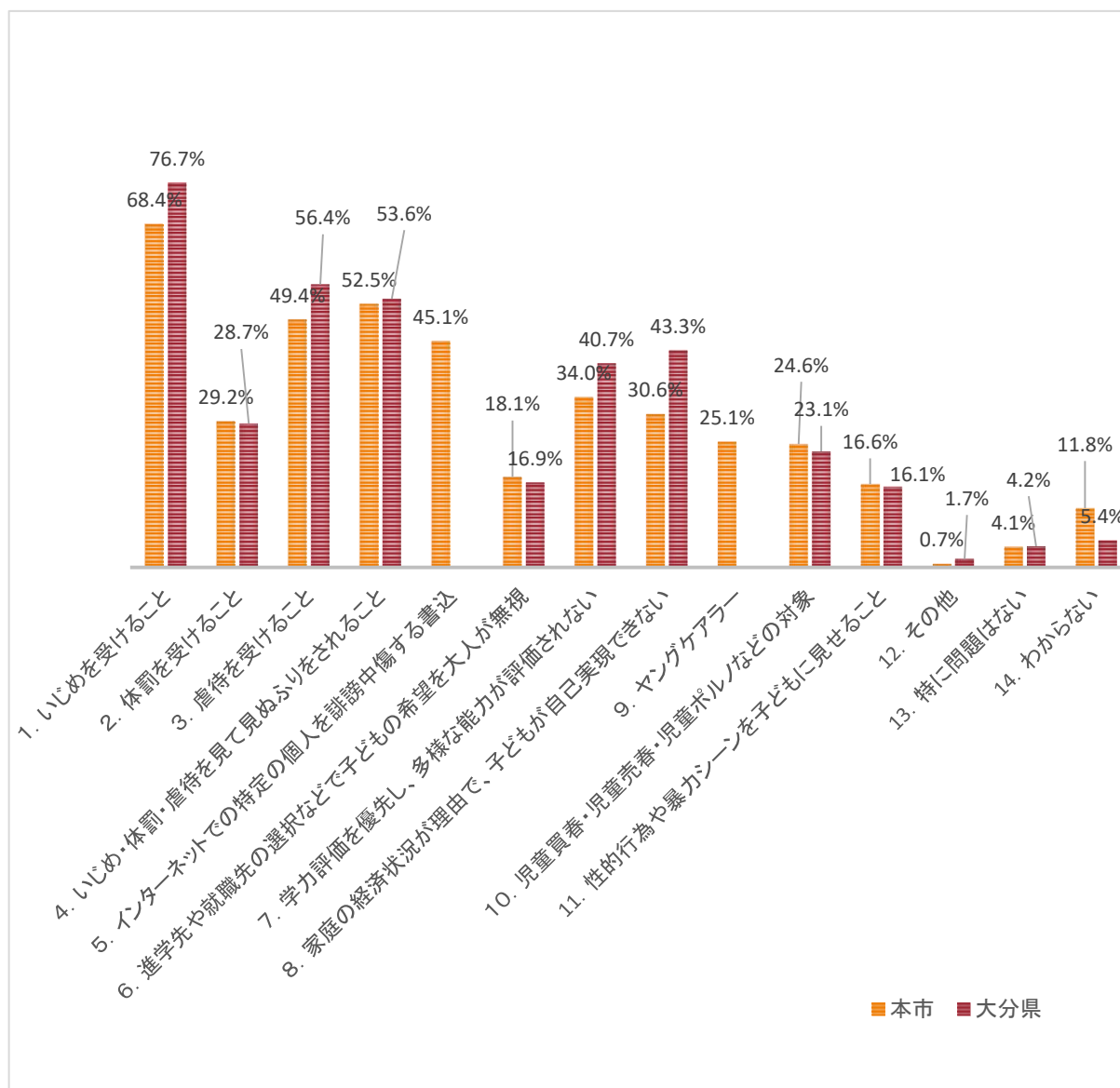
も・若者)の問題などの新たな社会問題を抱えています。これらは、近年の少子化や核家族化が進む中、現代社会が抱える課題(大人の側の自覚・意識)であり、他人に対する思いやりやいたわりの欠如、子育てに対する不安が要因として考えられ、早急な対策が必要です。

本市では、2003年(平成15年)「次世代育成支援対策推進法」が制定されたことを受け、これからの時代を担う子どもの健全育成の充実を図るため、2005年(平成17年)3月「豊後高田市次世代育成支援行動計画」を策定しました。その後、2012年(平成24年)「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連3法」が制定されたことを受け、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくため、2015年(平成27年)3月、次世代育成支援行動計画を包含した「豊後高田市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。また、2013年(平成25年)に施行された「いじめ防止対策推進法」第12条の規定、国及び大分県がいじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「豊後高田市いじめ防止基本方針」、学校ごとの「学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

2024年(令和6年)度には、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進するための「こども基本法」が2023年(令和5年)に施行されたことを受け、「豊後高田市こども計画」を策定しました。

子どもが一人の人間として尊厳を保持できるように社会環境の整備に努め、人権感覚を備えた社会人の育成を目指し、次のような取組が必要です。

子どもに関することで、人権上問題があると思われること ※複数回答



※回答 5, 9 については本市独自の調査項目になります。

【推進方針】

① 子育て支援の推進

あらゆる分野での子育て支援施策の充実を図りながら、子どもの健やかな成長が保障される環境づくり、地域ぐるみで子どもを育てる意識づくりを目指し、「子どもを健やかに育てる環境づくり」の推進に取り組みます。

② 子どもの人権を尊重する教育・啓発の推進

子どもの人権問題の解決には、「子どもが権利の主体として尊重され、自分自身に誇りが持てる」人権教育・啓発が重要です。学校教育においては、「児童の権利に

関する条約」の趣旨にのっとり、全教育活動を通じ、計画的・総合的に学習を進め、一人ひとりの能力・適正に応じた指導の充実を図り、ボランティア活動や社会体験等を通じて、人権感覚の醸成や豊かな心の育成に努めます。また、社会教育においても、子どもの人格の重要性について認識と理解を深めるため、各種学級・講座等の学習内容の充実に努めます。

④ 相談・支援・権利擁護の充実

いじめ・不登校・虐待、ヤングケアラー等に関する問題は、子どもの人権に係る重大な問題であります。家庭における親子の信頼関係の回復とともに、学校における児童生徒と教職員との信頼関係の強化を図り、学校・家庭・地域が連携し、地域で子育てをサポートするシステムの構築を推進します。

4 高齢者の人権問題

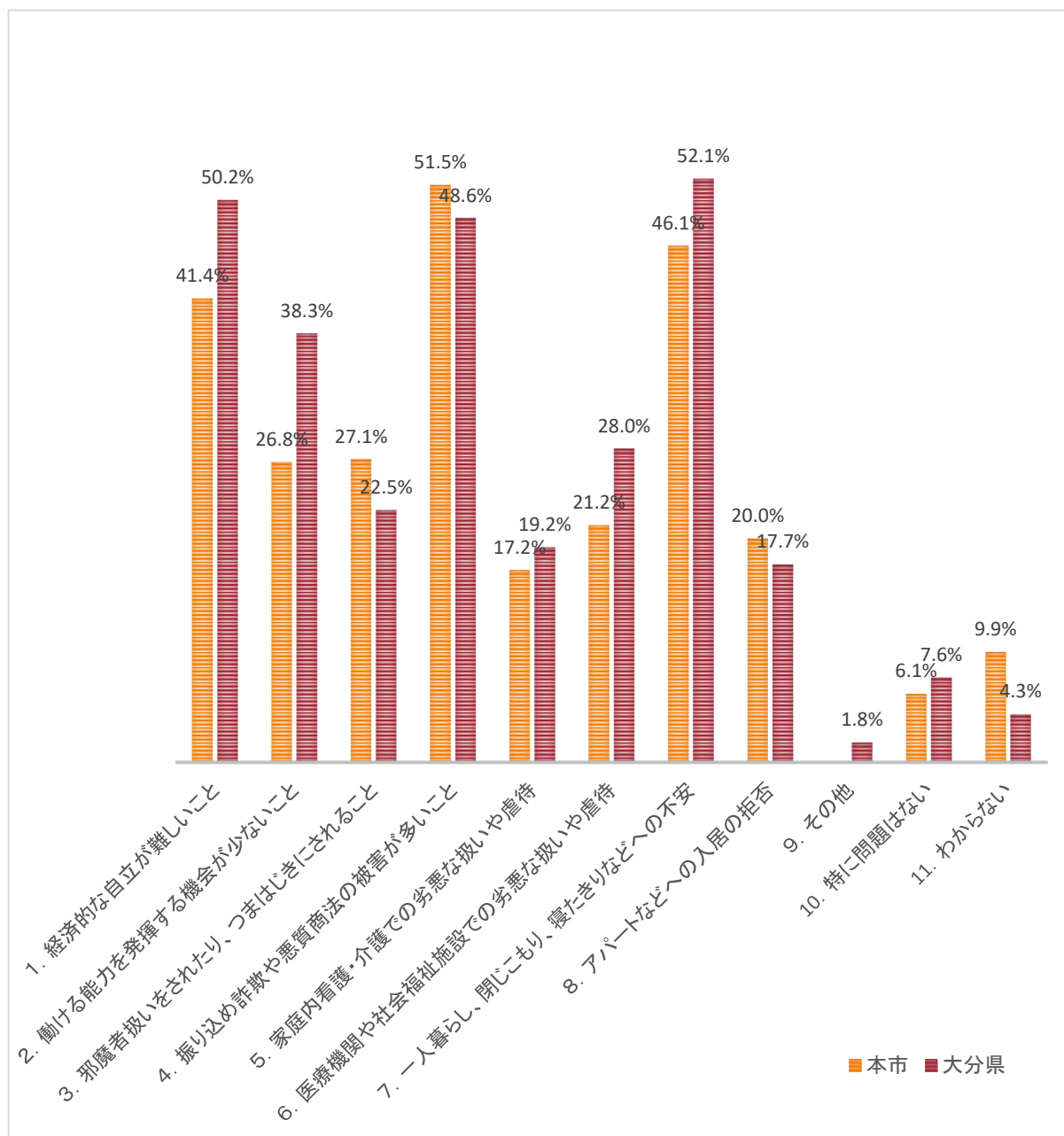
【現状と課題】

国際社会では、1982年（昭和57年）高齢者政策の指針となる「高齢者問題国際行動計画」が採択されました。1991年（平成3年）の国際連合総会では、「高齢者のための5原則」が採択され、1999年（平成11年）を「国際高齢者年」とする決議が採択されました。国においては、1989年（平成元年）「高齢者保健福祉推進10ヵ年戦略（ゴールドプラン）」を策定し、公共サービスの10年間の基盤整備目標を設定しました。このプランは、1999年（平成11年）には、「ゴールドプラン21」へと継承されています。2012年（平成24年）には、「高齢者社会対策大綱」が改正され、高齢者の捉え方の意識改革や、意欲と能力の活用、長寿命化への対応などが示されました。

本市においても、2000年（平成12年）「豊後高田市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画」を策定し、3年毎に見直しを行い、高齢者保健福祉施策の推進を図っています。近年では、高齢者に対する身体的・精神的な虐待、財産権の侵害、孤独死や自殺の増加などが深刻な社会問題となっています。高齢者の尊厳が尊重され生き生きと暮らせる社会の構築が求められています。一方、核家族化の進行等に伴い、子どもたちが高齢者とふれあう機会が少なくなっており、高齢者との多様な交流を通して高齢社会に対する理解の促進が必要です。そのためには、高齢者の生きがいくりと社会参加の促進を図る学習機会を提供するとともに、各種情報の提供等を通じて生きがいくりや社会参加活動の推進が大切です。

すべての人が社会の主人公として主体的に自己実現を図りながら、豊かな高齢期を送れるような地域社会の実現と、高齢者がいつまでも心身ともに健康を保ち、地域社会で積極的な役割を果たしながら生き生きと生活できるような取組が必要です。

高齢者に関することで、人権上問題があると思われること ※複数回答



※回答 9 については大分県独自の調査項目になります。

【推進方針】

① 福祉教育の推進

「豊後高田市高齢者保健福祉計画第 9 期介護保険事業計画」に沿って、介護サービス基盤の整備、認知症、高齢者の支援対策、元気高齢者づくり、地域生活支援体制の整備に力をいれています。健康で生きがいをもち、明るく活力ある高齢社会をつくるためには、各世代、各層の調和の取れた協力と努力が必要です。そのために、高齢者とのふれあいなど、世代間交流を通じて福祉教育を推進し、福祉への理解と感

心を高める取組をさらに進めます。

② 社会教育の充実

高齢者の持つ優れた経験を生かすことのできる活動の場を設定し、積極的に社会参加を図り、生きがいを促進し、多様な学習機会の提供と支援体制の確立を図ります。

③ 保健・医療・福祉サービスの整備

壮年期の死亡の減少・健康寿命の延伸・生活の質の向上を目的に策定された「健康づくり計画ぶんごたかだ21」に基づいて、高齢者の健康づくり事業や介護予防事業を積極的に推進し、保健・医療・福祉の連携の取れた総合的な施策の展開を図ります。

④ 高齢者に優しいまちづくり

安全で快適な生活環境づくりのため、高齢者に配慮した住宅、道路、公園などの整備や安全対策を進め、高齢者の健康づくりの事業や介護予防事業を積極的に推進します。

5 障がいのある人の人権問題

【現状と課題】

障がいのある人々の基本的人権を尊重し、個人としての権利を保障することは、すべての障がいのある人の施策の基本であります。1981年（昭和56年）の「国際障害者年」、その後の「国際障害者の10年」（1983～1992年）、「アジア太平洋障害者の10年」（1993～2002年）を経て、1993年（平成5年）に「障害者基本法」が制定されて以降、国や県においても各計画の策定やそれに基づく各種事業が実施されてきました。

2003年（平成15年）にはノーマライゼーションの理念のもと、行政がサービスの利用者と内容を決定する「措置制度」から、障がいのある人自らがサービスを選択し事業者と契約する「支援費制度」へ移行し、2006年（平成18年）の「障害者自立支援法」の施行など、個人としての尊厳をより重視した新しい仕組みへ大きく転換しました。

国においては、2006年（平成18年）12月に、国連総会で「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が採択されたことを受け、2011年（平成23年）に「障害者基本法」を改正し、2012年（平成24年）に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（障害者総合支援法）」を制定、翌2013年（平成25年）には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の制定、

及び「障害者雇用促進法」の改正等、条約批准に向けた国内法の整備を行い、2014 年（平成 26 年）1 月に「障害者権利条約」を批准しました。

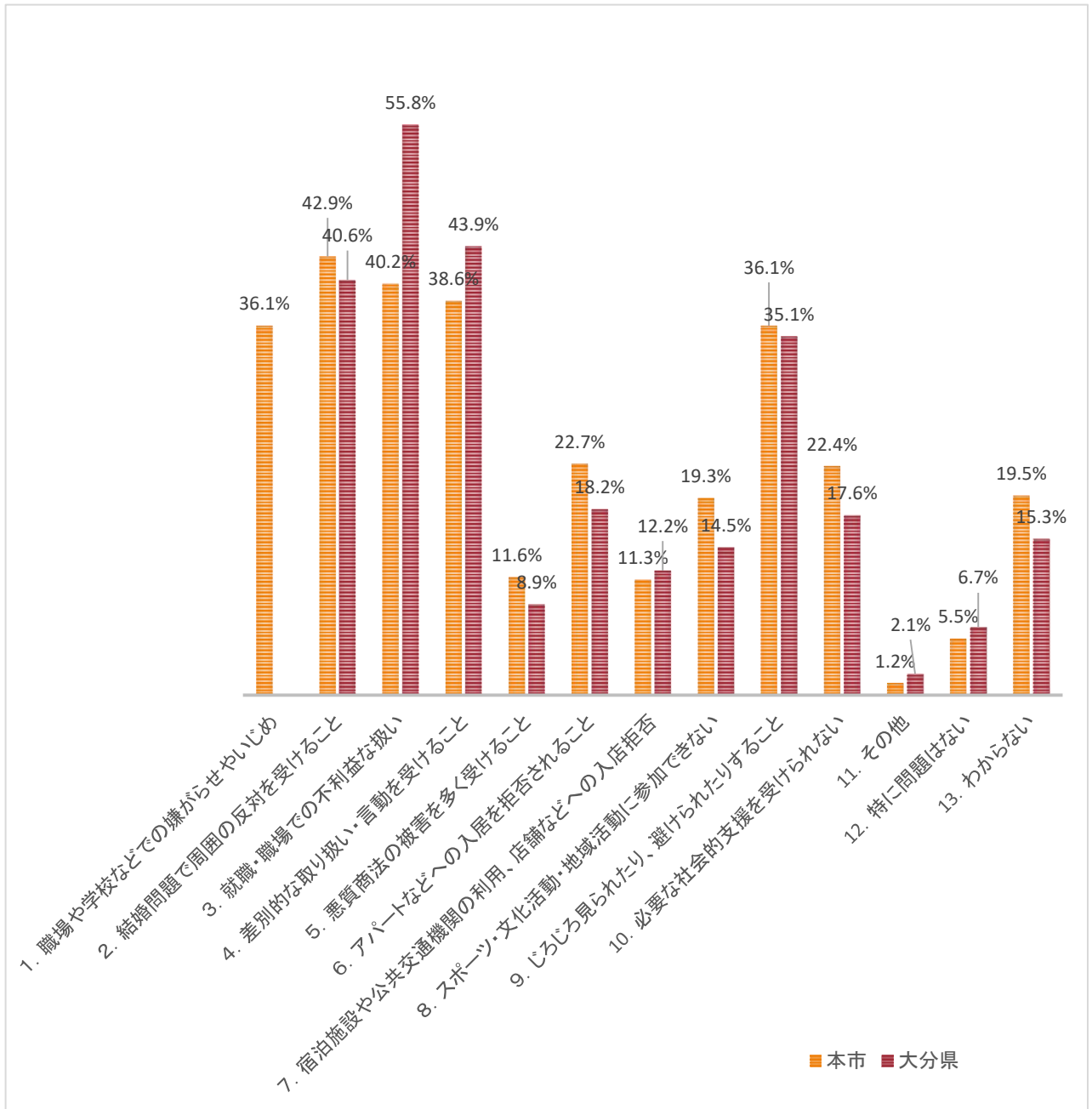
この条約の理念に基づき、他者との平等を基礎として障がいのある人の権利を確保するために、障がいのある人の概念をこれまでの「医学モデル」※1 から「社会モデル」※2 へと、障がいのある人の問題に対する理解の転換を広く周知し、「合理的配慮」※3 を促進し、その権利の実現を阻む「社会的障壁」を除去するとともに、ノーマライゼーション※4 の理念の下、障がいのある人が自らの能力を発揮し、自己実現できる施策を一層推進することが必要です。

2021（令和 3）年 6 月には障害者差別解消法が改正され、2024 年（令和 6 年）4 月より、事業者による合理的配慮の提供が義務化されるなど、法や制度の整備が順次行われてきました。また、2024 年（令和 6 年）7 月に、障がいがある人への強制不妊手術を可能にした旧優生保護法は違憲との判断を最高裁が示し、国に賠償を命じる判決が確定しました。

本市においても、障がいのある人もない人も共に生活し活動できる社会（共生社会）を目指す、ノーマライゼーションやソーシャル・インクルージョン※5 の理念を定着させ、共生社会を実現するため、各種施策を展開しています。

国、県をはじめ関係機関や関係団体との連携を図りながら、「障害のある人もない人も全ての人がごく自然に社会づくりに参加できる平等な地域社会の実現」を目指した取組が必要です。

障がいのある人に関することで、人権上問題があると思われること ※複数回答



※回答 1 については本市独自の調査項目になります。

【推進方針】

① 障がいのある人の人権の正しい理解と認識の促進

障がいのある人に対する偏見や差別を解消し、支え合いながら共に生きる社会を実現するため、あらゆる機会を利用した教育、啓発を推進します。「医学モデル」から「社会モデル」へ、障がいのある人の問題理解の転換を広く啓発し、障がいのある人に対する偏見や差別を解消し、支え合い、共に生きる社会を実現するため、さまざま

まな機会を利用した教育・啓発を行います。

学校教育においては、子ども一人ひとりの障がいの状態等に応じて、合理的配慮の提供や基礎的環境整備を行い、特別支援教育の充実に努めるとともに、学校や地域で障がいのある人との交流等を通して、障がいについての理解や障がいのある人の思いや願いに触れるよう努め、差別や偏見は、障がいのない人にとっての問題であるという認識を深める指導の充実に図ります。また、社会教育においても、広く市民が障がいに対しての正しい理解と認識を深め、関係団体等における福祉・人権教育の推進を図ります。

② 障がいのある人の主体性と権利の擁護

日常生活における福祉サービス利用の援助など、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、障がいのある人のサービスの利用者としての権利を守るために、「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」の利用促進を図るとともに関係機関と連携して広報・普及に努めます。また、不当な差別や人権侵害の起こることのないよう相談体制の充実に図ると共に、相談員や関係職員等に対する研修の充実に努め、市民に対する障がいのある人への理解促進と人権意識の向上・啓発に努めます。

③ 障がいのある人の社会参加の促進

ノーマライゼーションの理念である障がいのある人の自立と社会参加をさらに促進するため、あらゆる機会を利用して啓発活動の推進に努めます。また、スポーツ・文化・芸術活動等への参加機会を促進し、支援すると共に障がいのある人自身の自立意識の促進を図り、安心した生活が営め、社会参加ができるよう各種施設等のバリアフリー化の促進にむけての意識啓発の推進に努めます。学校教育においては、障がいのある児童生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズに応じた個別の教育支援計画を保護者とともに作成し、障がいの重度・重複化、多様化に対応した適切な支援（特別支援教育支援員の配置等）を行っていきます。

※1 医学モデル……障がいのある人が困難に直面するのは、病気や外傷等から生じた障がいによる個人的な問題ととらえ、専門職による個別の治療により克服するものという考え方。

※2 社会モデル……障がいのある人が困難に直面するのは、社会が障壁を作っているためととらえ、社会のあり方こそが障がいのある人に不利を強いているとする考え方。

※3 合理的配慮……障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。

※4 ノーマライゼーション……障がいのある人を特別視するのではなく、障がいのある人が社会の中で普通の生活が送れる条件を整えるべきであり、健常者と障がいのある人が共に生きる社会こそノーマルな社会 であるとい

う考え方

※5 ソーシャル・インクルージョン……社会的に弱い立場にある人々を排除・孤立させるのではなく、共に支え合い生活していこうという考えのこと。

6 外国人の人権問題

【現状と課題】

人・もの・情報・サービスなどのグローバル化の流れが急速に進展する中、就労者や留学生・企業研修生など、本市に在住する外国人は年々増加しており、2024年（令和6年）3月末現在で、外国人住民は913人、その国籍数はベトナムやインドネシアの人々をはじめ、20カ国となっています。さらに、2024年（令和6年）には、特定技能の在留資格の対象分野の追加、特定技能外国人の受入れ見込数の拡大が閣議決定されたほか、人材の確保・育成を目的とする育成就労制度の開始が2027年（令和9年）までに予定されるなど、外国人数は今後さらに増加することが見込まれます。

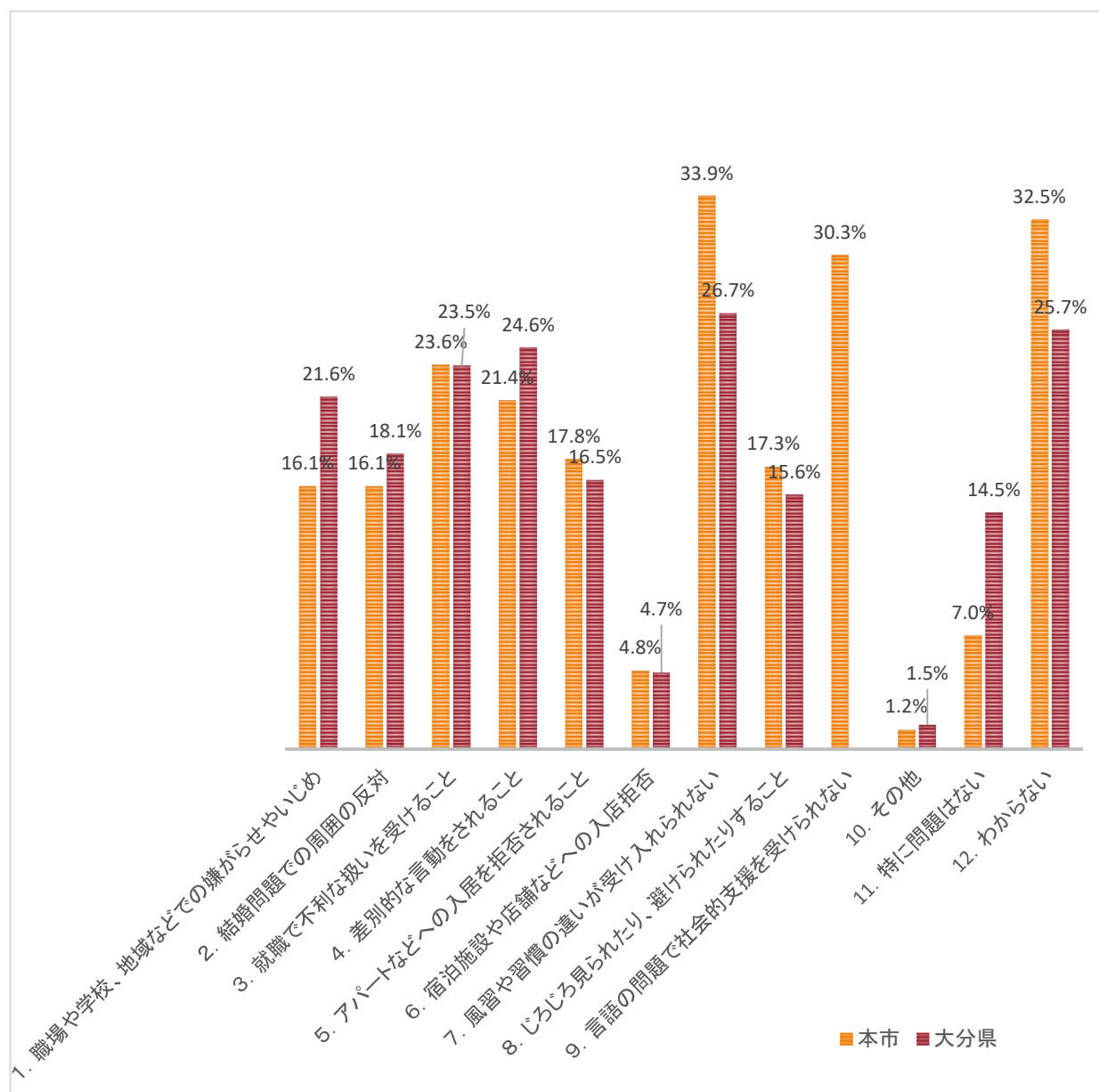
このような多彩な文化を持つ外国籍市民が安心して、快適に暮らせる生活環境が整備されるということは、すべての市民がお互いを知り、互いに学びあいながら個々の能力を遺憾なく発揮できる、快適で活力あふれるまちづくりにつながります。

しかしながら近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが社会問題化しています。一人ひとりの人権が尊重され、豊かで安心して生活できる成熟した社会の実現を目指す上で、こうした言動は非常に悪影響を与えます。このようなことから、国は2016年（平成28年）6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」を制定し、各地域でこの法律をもとに不当な差別的言動の解消に向けた取組が行われるようになってきています。

このような中で、人権のまちづくりを推進するためには、まず、外国人の人権問題について正しい認識を持ち、より相互理解を深めていくことが大切となっています。

本市は、外国人の人権について、啓発活動や教育に取り組み、外国籍市民に対して差別意識を持たず、共に快適に暮らすことのできる「共生・協働社会」の実現に向け、多文化を学ぶ機会や国際交流の充実を目指した取組が必要です。

外国人に関することで、人権上問題があると思われること ※複数回答



※回答 9 については本市独自の調査項目になります。

【推進方針】

① 外国人理解のための教育・啓発

外国人に対する偏見や差別意識を解消し、外国人の持つ文化や多様性を受容し、正しく認識し、人権意識を育成することを目指した教育・啓発に努めます。学校教育では、全教育活動を通じて多彩な習慣・文化・さまざまな国籍を持つ人々を理解・尊重する姿勢を育成し、共生・協働社会実現に向けた教育の充実を図ります。また、社会教育においても、様々な機会を通じて国際理解教育を推進するとともに、世界各国の歴史や多様な文化を理解するための啓発や学習機会の提供・充実を図ります。

② 外国籍市民が住みやすいまちづくり

人権教育・啓発と国際理解教育の推進等により、市民の多文化共生に関する理解を深めるとともに、外国籍市民が安心して快適に生活できるような生活環境の充実や情報提供に努めます。

③ 国際交流の推進

「共生・協働社会」の実現に向け、多文化を学ぶ機会や各種交流の充実を図ります。

④ 外国人児童生徒の教育の充実

平成 22 年に策定された「大分県在住外国人に関する学校教育基本方針」に基づき、外国にルーツをもつ児童生徒に関する教育を充実させ、自らの在り方生き方に自信と誇りをもち、自己実現を図ることができるよう支援していきます。

7 医療をめぐる人権問題

【現状と課題】

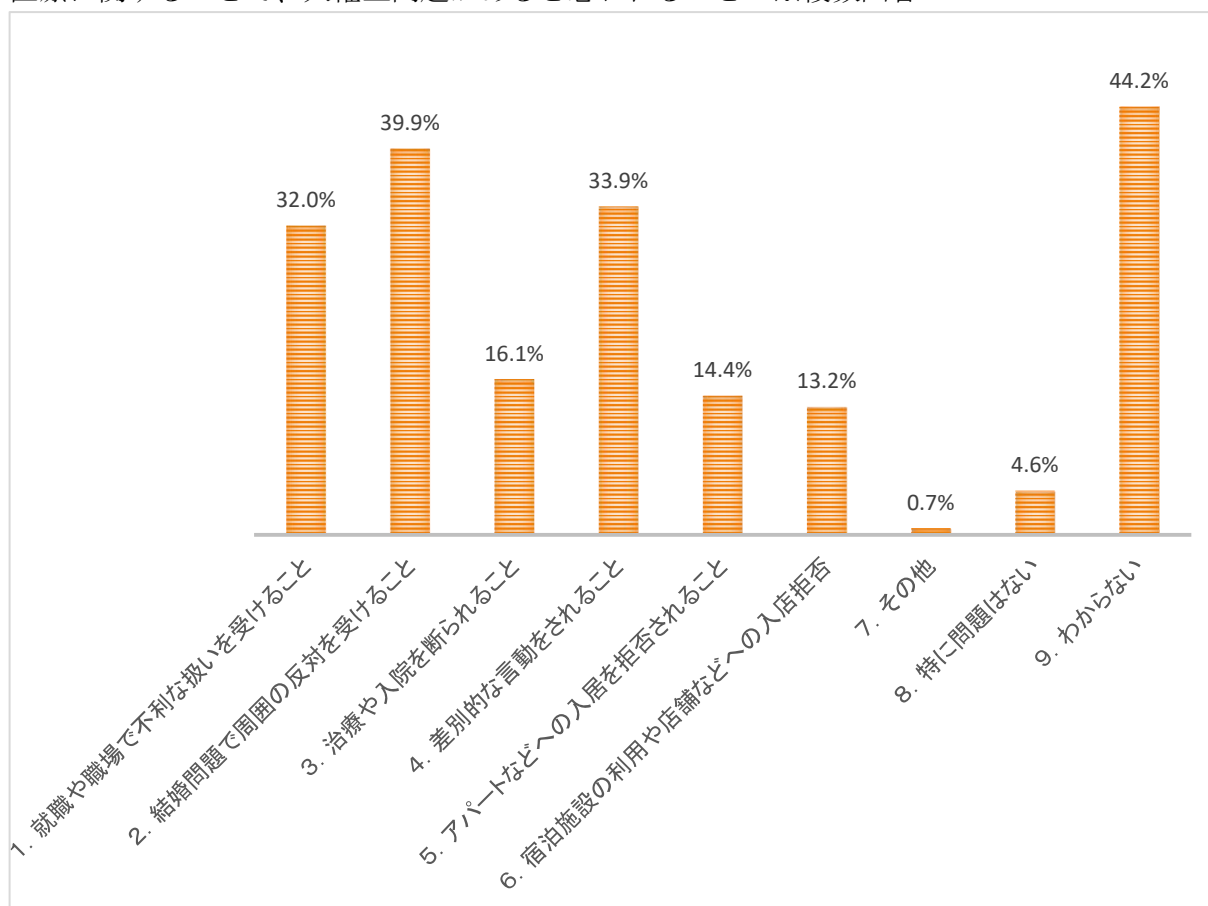
一人ひとりの市民が、患者の立場になったとき、一人の人間として尊厳が守られなければなりません。そして、平等で最善の医療を受ける権利、病状について知る権利、プライバシーが保護される権利があります。特に感染症に関しては、‘感染する’という特性のゆえに、ややもすると患者・感染者の排除につながりかねない側面を有しています。「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の前文に記されているように、感染症対策は、感染症の患者等の人権を尊重しつつ、患者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ適確に対応することにより成されなければなりません。

しかしながら、感染症や難病に対する認識不足から、患者や感染症に対する偏見

や差別が根強く残っています。それが、医療現場における診療拒否、又は就労拒否・職場解雇・アパートなどの入居拒否と社会生活のさまざまな場面に現れてきました。また、H I V感染症やハンセン病など治療法・予防法が進んだにも関わらず、「自分には関係ない一部の人の病気だ」という意識が根強く残っており、予防行動が適切になされないために感染者の増加を招いたり、感染者に対する差別、偏見につながったりする状況が見られます。

H I V感染者やエイズ患者、ハンセン病元患者等に対する偏見や差別意識を解消し、すべての人の生命の尊さや共に生きていくことの大切さを広く市民に伝えていくための取組が必要です。

医療に関することで、人権上問題があると思われること ※複数回答



【推進方針】

① 医療に対する正しい知識・認識の推進

疾患に対する正しい知識・認識の普及、学校・地域・家庭が一体となった人権教育・啓発の推進に努めます。また、診療の目的や内容等について、患者に対して説明する「インフォームド・コンセント」を促進し、患者本位の医療促進の推進を図ります。

② H I V感染症に関する正しい知識の促進

H I V感染症は、進行性の免疫機能障がいの特徴とする疾患であり、H I Vによって引き起こされる免疫不全症候群のことを特にエイズ（A I D S）と呼んでいます。H I V感染症は、その感染経路が特定されている上、感染力もそれほど強いものではなく、正しい知識に基づいた通常の日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はなく、また、新しい治療法の開発等によって早期に治療を開始する等適切な対応をとればエイズの発症を抑えそれまでと変わらない生活ができることも可能になりました。H I V感染者やエイズ患者については、他の感染症とともに若年層での増加がみられ、さまざまな保健活動を通じてのH I V感染症・エイズに関するチラシの配布等により、正しい知識の普及啓発を図るとともに、学校教育の場とも連携を深めながら、予防に関する知識や情報の提供に努めるなど、互いの健康への配慮や人権の尊重など、総合的な視点からの啓発活動の充実に努めます。

③ ハンセン病元患者の名誉の回復と正しい認識の促進

ハンセン病については、元患者に対する偏見と差別が一日も早く解消されるとともに、回復者の方々の名誉の回復を図り、社会復帰を推進することが重要です。そのためにも、さまざまな機会をとらえ、リーフレットや展示物等を利用し、ハンセン病に対する正しい認識の普及啓発に努めるとともに、関係機関・団体とも積極的に連携し、市民に対する啓発活動を推進します。

8 さまざまな人権問題

これまで述べてきた重点的に取り組むべき分野別の他にも、プライバシーをめぐる問題、インターネットによる問題、犯罪被害者やその家族、性的少数者に対する理解など、人権をめぐる問題がさまざまな形で社会に存在しています。

① プライバシー保護

情報処理技術等の急速な発展に伴い、個人情報を大量に収集・蓄積・利用することが可能になりましたが、インターネットを悪用した差別的な書き込み、他人への誹謗中傷や無責任な噂、特定の個人のプライバシーに関する情報の無断掲載など、人権やプライバシーの侵害につながる行為等、重大な人権侵害が発生しています。このため一人ひとりが個人情報の保護の重要性を認識し、正しい知識を身に付け理解を深めるとともに、個人情報保護に関しての意識の向上を図り、互いのプライバシーが尊重されるような積極的な啓発に努めます。

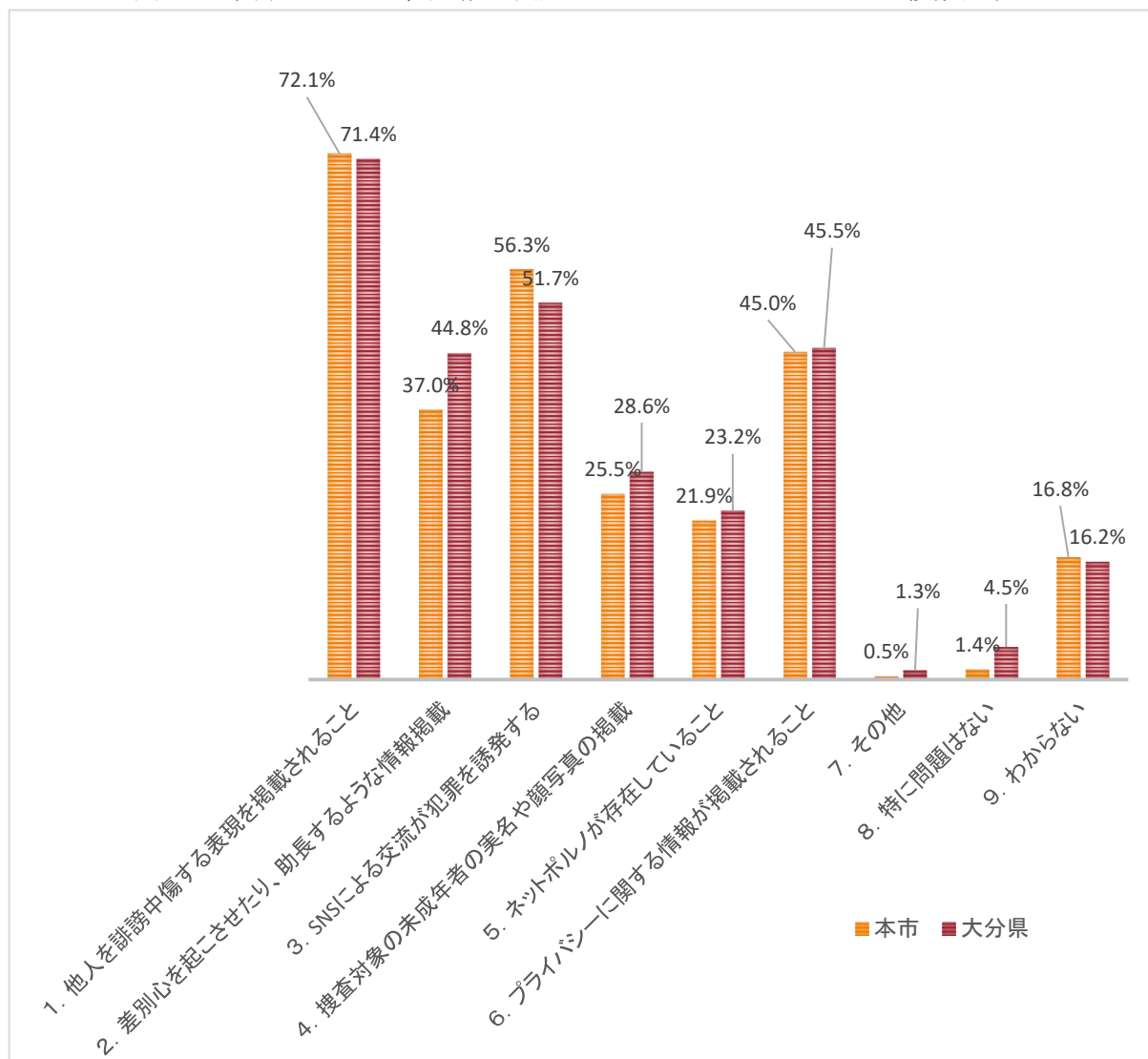
② ネット社会の人権侵害

インターネットの普及により、個人の名誉を侵害し、差別を助長する表現の掲載など、その匿名性、情報の容易さを悪用した人権に関わる、さまざまな問題が起きています。インターネットの利用については、利用者のモラル向上を図る啓発の推進に努めます。特に、スマートフォンやタブレット等の情報端末の普及や、ソーシャル・ネットワーキングサービス（SNS）等の急速な発達・普及により、インターネットは子どもから大人まで、ほぼ全ての世代で身近なものになっています。このような中、インターネットを悪用した差別的書き込み、他人への誹謗中傷や無責任な噂、プライバシーを無視した特定の個人情報の無断掲載や公開など、人権の侵害につながる行為が増加しており、対応のあり方が問題になっています。

インターネット上の誹謗中傷対策については、2022年（令和4年）に侮辱罪の法定刑の厳罰化、プロバイダ責任制限法の改正により誹謗中傷をした者への情報開示手続きが簡易化されるなど、法規制が強化されました。さらに、2024年（令和6年）5月には、権利侵害情報への対応の迅速化、情報削除等に関する運用状況の透明化の措置を、大規模プラットフォーム事業者に義務付ける「情報流通プラットフォーム対処法」が成立しました。市においても、個人や特定の団体に対する誹謗中傷や差別を助長するような書き込み等を防ぐため、幅広く啓発活動に取り組むとともに、インターネット上の差別的な書き込み等に対するモニタリングを実施し、必要に応じて削除要請等の対応を行っています。

また、インターネットの利用に関しては、情報モラルの向上と、大量の情報の中から正しいものを見抜き、間違った情報の拡散や発信を行わない情報リテラシーの向上のための教育・啓発を推進します。学校教育においては、さまざまな学習機会を捉え、インターネットを利用した情報化の進展が社会にもたらす影響の重大性についての学習を深めていきます。特に、情報収集や発信の主体者としての責任を自覚させ、確かな人権感覚に基づく情報モラルを身につけさせる教育の推進が必要です。

インターネットに関することで、人権上問題があると思われること ※複数回答



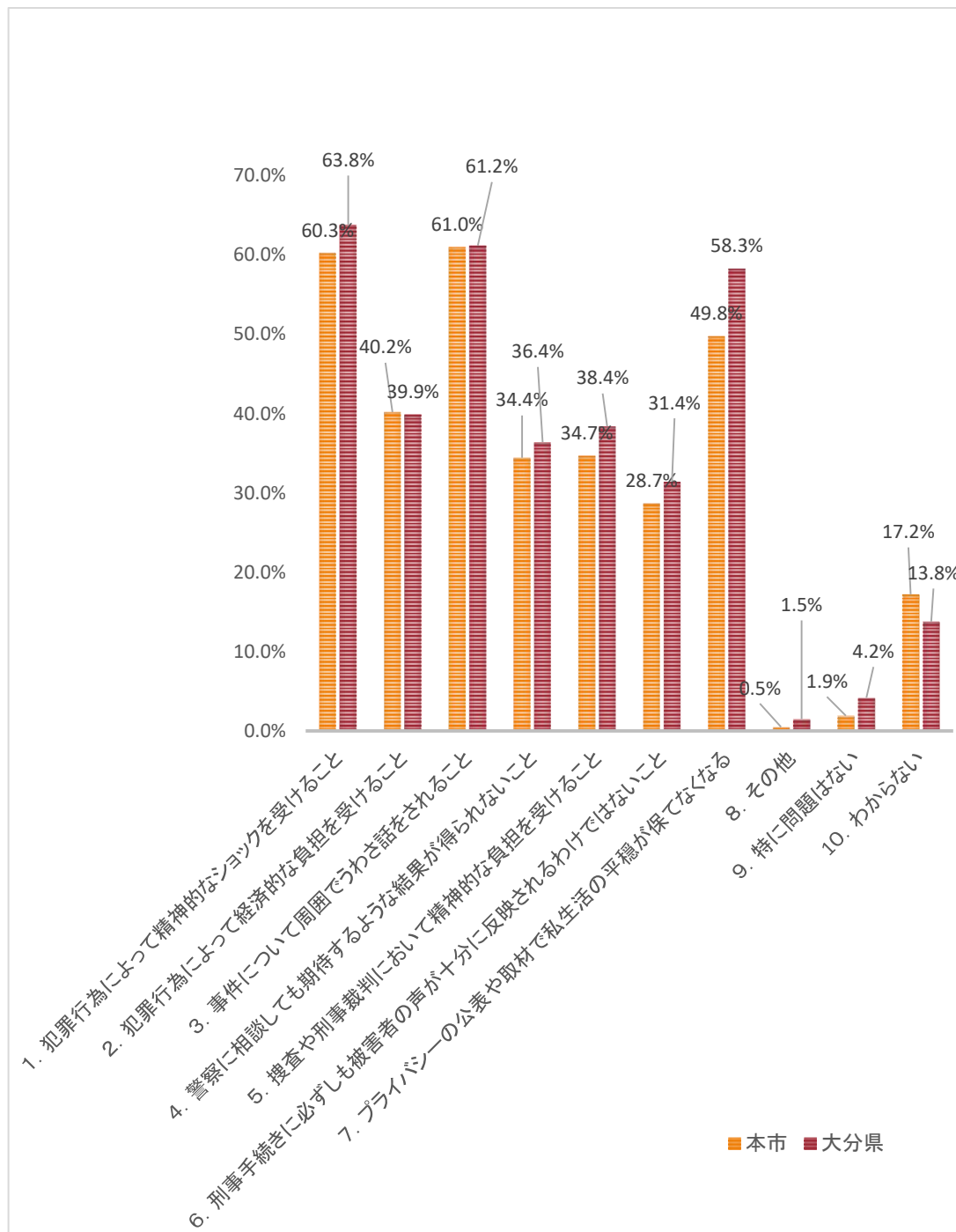
③ 犯罪被害者やその家族

犯罪被害者やその家族は、生命を奪われる、身体に傷害を負わされる、財産を盗まれるなどの精神的、経済的のみならず、捜査中の精神的負担、周りの人々からのいわれのない噂や中傷、マスメディアの報道など二次的被害が生じています。2005年（平成17年）には犯罪被害者やその家族の権利利益の保護を図るため、「犯罪被害者等基本法」が施行され、国、地方公共団体及びその他の関係機関や民間団体等が連携して、犯罪被害者等に対する支援が行われるようになりました。また、2017年度（平成29年度）にはインターネットを通じた誹謗中傷などの二次的被害への対策を明記した「犯罪被害者等支援条例」が、県で成立し、2018年（平成30年）4月1日から施行されました。

本市でも、2018年（平成30年）9月には「豊後高田市犯罪被害者等支援条例」を施行し、これらの条例により、犯罪被害者やその家族、遺族の生活再建への行政の協力や、誰もが安心して暮らせる社会づくりの推進が期待されています。犯罪被害者

やその家族の人権が侵害されないようなプライバシーの保護など犯罪被害者の理解を深めるための人権教育・啓発に努めます。

犯罪被害者に関することで、人権上問題があると思われること ※複数回答



④ 性的少数者の人権問題

性については、性別を男性と女性の2つとし、異性を恋愛・性愛の対象とすることが当たり前という固定観念があり、それ以外の性の在り方に対する理解は十分とは言いがたい現実があります。

性同一性障がいとは、自分の性をどう捉えるかという性自認について、生物学的な性と心理的な性とが一致していないため、社会生活に支障がある状態を言います。

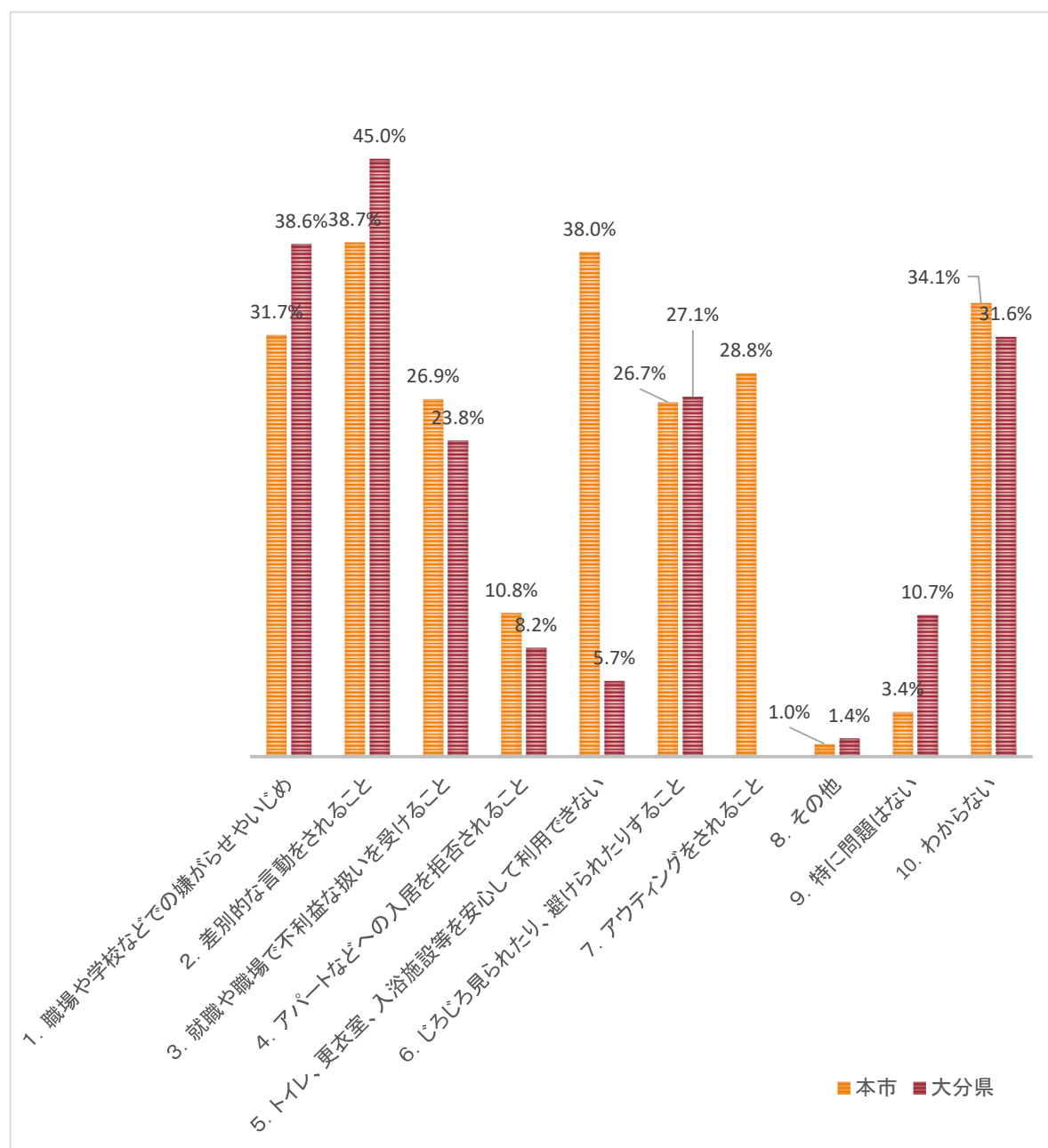
2004年（平成16年）7月施行の「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」では、戸籍上の性別変更が制度化され、2008年（平成20年）の改正により、さらに変更要件が緩和されています。2023年（令和5年）にはLGBT理解増進法が施行され、地方公共団体の役割として、地域の実情を踏まえた県民理解の増進が努力義務として規定されました。また、全国の自治体において、一方または双方が性的少数者であるカップルが互いを人生のパートナーであることを宣誓し、それを自治体が認める「パートナーシップ宣誓制度」の導入が進んでいます。

本市においては、2023年（令和5年）4月にパートナーシップ宣誓制度を導入しました。

性的指向は、恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念を言います。異性愛者以外の同性愛者、両性愛者の人々は、少数派であるがために依然として周囲の心ない好奇の目にさらされたり、根強い偏見から差別を受けたりと、大きな悩みや苦しみを抱えているのが現状です。

性についての理解を深め、性的少数者の人権を守るとともに、誰もが自分らしい生き方ができる社会の実現を目指して人権教育・啓発に努めます。

性的少数者に関することで、人権上問題があると思われること ※複数回答



※回答 7 については本市独自の調査項目になります。

⑤ その他の人権問題

以上の問題の他にも、アイヌの人々への問題をはじめ、北朝鮮当局に拉致された被害者、大きな災害に起因する人権問題、職業に関する差別、刑を終えて出所した人や家族への偏見や差別から社会復帰を困難にしている問題、ホームレスに対するいやがらせ、自死遺族、人身取引などのほか、職場におけるカスハラ※6やパワハラ※7といった働く人の人権問題といった新たな課題も発生しています。

「人権教育のための国連10年」の実践の中で積み上げられた成果・評価を踏まえ、人権侵害の現状を的確に捉えながら、さまざまな人権問題に関する差別意識の

解消を目指し、総合的な人権教育・啓発の推進を図ります。

※6 カスハラ……顧客が企業に対して理不尽なクレーム・言動をすること。

※7 パワハラ……職場における優越的な関係を背景とした言動。

Ⅲ 豊後高田市における人権施策の推進

基本計画の目標と基本理念、人権問題の現状と課題を踏まえて、今後の豊後高田市における人権教育・啓発の推進方針を以下に示します。

1 あらゆる場における教育・啓発

この計画の基本理念である「共生社会の実現」と「人権文化の構築」による人権尊重社会の実現を目指すため、それぞれの課題に対し、市の施策や事務に人権尊重の精神が生かされるよう、分野別施策の方向性と基本方針を明らかにし、市民一人ひとりが、自主的に人権尊重の理解を深め、これを体得することができるよう、学校・地域・家庭・職域など、あらゆる場を通じた人権教育及び人権啓発を推進し、人権意識涵養の多様な機会を提供するよう努めます。

① 学校や保育所における教育・啓発

保育所や幼稚園においては、自分と異なる個性を尊重し、豊かな相互関係を深めることのできる子どもを育成する必要があります。このため、体験活動などを通し集団との関わりの中で人との違いに気づくことや生命を尊重する心を養う保育・学習活動に取り組みます。

学校教育では、自他の人権を尊重する豊かな人間性を身につけ、差別を見抜き、差別を許さない実践力・行動力をもった児童生徒を育成していきます。「部落差別解消推進法」の施行をふまえ、学校教育における体系的・効果的な部落問題学習の実施、カリキュラムの充実を図ります。

家庭と地域社会との連携を深める中で、ボランティア活動や社会体験活動など、人権意識を高める学習を進め、主体的な行動力や豊かな創造力など「生きる力」を育み、一人ひとりの個性やお互いの人権を認め合う学習を推進します。

また、全教職員が人権課題を的確に把握し、共通理解をし、教育活動全体を通して人権に対する正しい理解や人権問題をとらえる感性、課題の解決に向けた実践力の向上を図ります。

いじめや体罰・性的いやがらせ等に対する相談活動の充実を図るなど、問題の未然防止に努め、学校や幼稚園、保育所が安心・安全に過ごせる場所になるよう環境整備に努めます。

② 地域社会や家庭における教育・啓発

社会教育においては、一人ひとりが互いの基本的人権を尊重するとともに、自らの生活の中にある、人権・部落差別問題に関わる課題に気づき、理解し、解決しようとする意欲と行動力につながる人権意識の醸成が求められます。

インターネットを悪用した人権問題をはじめ多くの人権問題が存在している現在、豊かな人権感覚を育成する教育や人権意識の基礎を培う教育の推進が求められています。

そこで、社会教育施設や各種団体などでのさまざまな学習の場に人権尊重の視点を取り入れ、人権意識の高揚を図ります。

地域や家庭における人権教育では、問題を正しく理解し、その解決を図ろうとする意欲を持った市民を育成することを目的とします。そのため、個人の尊厳を再認識する基本的な社会性を身に付けるための人権尊重の理念の普及啓発に努めます。

また、公民館などの社会教育施設を中心として、地域の実態に即した課題を把握し、自治会単位や各種団体などへの情報提供や、学習相談、講師派遣などの学習機会の拡充と支援に努め、家庭や学校、地域社会が連携した住民総参加型の教育・啓発活動に努めます。

③ 企業（職域）における教育・啓発

企業や職域団体においては、豊後高田市人権教育啓発推進協議会の活動を中心に主体的に人権活動や人権に配慮した職場作りに取り組めるよう支援します。

企業（職域）では、企業の社会的責任（CSR）という考え方が定着しつつあり、公正な採用・配置・昇任・職場環境の整備などを通じて人権の尊重を確保することと、企業の実情に応じて人権教育や啓発を自主的に継続的に推進することが望まれます。

そのために、企業内研修において人権に関するプログラムを設定して、各種学習会や講演会等への積極的な参加を要請するとともに、企業における人権意識の高揚を図るための広報や啓発・支援に努めます。

④ 特定職業従事者に対する教育・啓発

行政職員や福祉関係者、教職員など、人権に関わりの深い職業従事者に対する人権教育の充実に努めます。

市職員に対しては、階層別研修で人権研修を計画的に実施するとともに、各種の人権に対する取組に積極的に参加し人権意識の涵養に努めるとともに、各職場で人権に対する理解が進むよう職場単位の人権担当者を配置し、人権に関する問題点の抽出や職員の人権意識の高揚を図り、その結果が市の施策に反映できるように努めます。

教職員等については、人権問題に対する理解と認識を深める中で幼児教育・学校教育において子どもたちの感性を育む指導ができるよう研修の充実に努めるとともに、各種研修会の成果が教育活動・教育内容に生かされるような活動に取り組みます。

2 人材の養成と推進環境の整備

人権学習や啓発に関しては、市民の学習活動を指導し、助言できる人材の育成が必要であり、関係機関や団体との連携を深める中で人材の育成に努めます。

また、国・県・各種団体の実施する研修会等を活用する中で、教育や啓発の企画ができる人材の養成を行い、これらの人が能力を発揮できるよう、大分県や大分県

教育委員会が主催する人権問題講師団への登録支援を行うなど、その活用と環境整備に努めます。

3 関係機関・団体等との連携及び市民との協働

この計画を効果的に推進するためには、国・県、関係団体等との連携は不可欠であり、人権関連情報・教材・指導者等必要な情報の共有について連携していきます。

また、人権を尊重し、共に支えあう豊かな地域社会を作るためには、ボランティアやNPO・NGOの果たす役割は大きく、行政との協働を推進し、地域における人権問題の解決のため、地域社会を構成する市民や団体との相互協力体制に取り組み、その活動が発展強化されるよう支援していきます。

4 相談・支援・人権擁護の推進

人権救済制度のあり方については、「人権擁護推進審議会」の答申において、相談は適切な助言を通じて、人権侵害の発生や拡大を防止し、本格的な救済手続きへの導入や他の救済に関わる制度等を利用すべきものについてはその紹介・取次ぎによる振り分け機能を持っているとされています。

人権侵害を受けた被害者救済については、裁判制度のほか、国や県では児童問題や労働問題等の課題ごとの相談機関を設置し、個別の分野で取り組まれています。

豊後高田市では、毎月人権擁護委員による人権相談が行われているほか、法務局宇佐支局や人権啓発・部落差別解消推進課、隣保館などで随時人権に関わる相談を受け付けています。

また、女性や子ども、いじめ、不登校などそれぞれの窓口で県や関係機関と連携して相談や支援業務を行っていますが、人権問題の複雑かつ多様性から今後、相談機関のネットワーク化や法律やカウンセリングなどの専門的なスタッフの資質向上のための研修に努め、相談・支援体制の拡充に努めます。

IV 計画の推進にあたって

1 推進体制

- (1) 人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図るために「豊後高田市人権施策推進本部」を中心に推進します。
- (2) 民間団体等関係団体と連携を深め、広く人権教育・啓発の推進が図られるよう働きかけるとともに、積極的な支援に努めます。
- (3) 人権教育・啓発の推進にあたっては、幅広く市民の意見を求め、計画の推進に反映します。

2 基本計画の見直し

国・県の進捗状況を踏まえ、中長期的な計画とし、必要に応じ適宜見直しを行います。

「豊後高田市基本計画」

資料編

資料編目次

・ 日本国憲法（抜粋）	・ ・ ・ 36
・ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	・ ・ ・ 38
・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	・ ・ ・ 40
・ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の 解消に向けた取組の推進に関する法律	・ ・ ・ 48
・ 部落差別の解消の推進に関する法律	・ ・ ・ 52
・ 大分県人権尊重社会づくり推進条例	・ ・ ・ 54
・ 豊後高田市における部落差別をはじめあらゆる 差別の解消を推進し人権を擁護する条例	・ ・ ・ 58
・ 豊後高田市人権施策推進本部設置要綱	・ ・ ・ 61

日 本 国 憲 法 （抜 粋）

昭和 21（1946）年 11 月 3 日公布

（基本的人権）

第 11 条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

（国民の責務）

第 12 条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によってこれを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

（個人の尊重）

第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

（法の下の平等）

第 14 条 すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

（思想、良心の自由）

第 19 条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

（集会、結社及び表現の自由と通信の秘密）

第 21 条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

（居住、職業選択の自由）

第 22 条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

（学問の自由）

第 23 条 学問の自由は、これを保障する。

（婚姻）

第 24 条 婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

(生存権)

第 25 条 すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

(教育の権利義務)

第 26 条 すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべての国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

(勤労の権利義務)

第 27 条 すべての国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

(基本的人権の本質)

第 97 条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

(憲法の最高性と条約及び国際法規の遵守)

第 98 条 この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年 12 月 6 日法律第 147 号

(目的)

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職場その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 6 条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第 7 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る

ため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

平成 25 年 6 月 26 日

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律

令和 3 年法律第 56 号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。

四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。

イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち二の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

ハ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関

(ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。)

ニ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

ヘ 会計検査院

五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。

イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）

ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。

七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

（国民の責務）

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関

係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

四 国及び地方公共団体による障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項

五 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かななければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(国等職員対応要領)

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。

5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（事業主による措置に関する特例）

第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）の定めるところによる。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

（相談及び紛争の防止等のための体制の整備）

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう人材の育成及び確保のための措置その他の必要な体制の整備を図るものとする。

（啓発活動）

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 地方公共団体は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、地域における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うよう努めるものとする。

（障害者差別解消支援地域協議会）

第十七条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二

項において「関係機関」という。)は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

二 学識経験者

三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

（協議会の事務等）

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第二項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(主務大臣)

第二十一条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

(地方公共団体が処理する事務)

第二十二条 第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第二十三条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十五条 第十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

第二条 政府は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第六条の規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

第三条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、

第九条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第九条の規定により定められたものとみなす。

（地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置）

第四条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第十条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第十条の規定により定められたものとみなす。

（対応指針に関する経過措置）

第五条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第十一条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第十一条の規定により定められたものとみなす。

（政令への委任）

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律
平成 28 年 6 月 3 日 法律第 68 号

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

(基本理念)

第 3 条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第 4 条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関す

る施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

（相談体制の整備）

第5条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

（教育の充実等）

第6条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

（啓発活動等）

第7条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律案
に対する附帯決議（衆議院）

国及び地方公共団体は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

1 本法の趣旨、日本国憲法及びあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の精神に照らし、第2条が規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されとの理解は誤りであるとの基本的認識の下、適切に対処すること。

2 本邦外出身者に対する不当な差別的言動が地域社会に深刻な亀裂を生じさせている地方公共団体においては、その内容や頻度の地域差に適切に応じ、国とともに、その解消に向けた取組に関する施策を着実に実施すること。

3 インターネットを通じて行われる本邦外出身者等に対する不当な差別的言動を助長し、又は誘発する行為の解消に向けた取組に関する施策を実施すること。

4 本邦外出身者に対する不当な差別的言動のほか、不当な差別的取扱いの実態の把握に努め、それらの解消に必要な施策を講ずるよう検討を行うこと。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律案
に対する附帯決議（参議院）

国及び地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

1 第2条が規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されとの理解は誤りであり、本法の趣旨、日本国憲法及びあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の精神に鑑み、適切に対処すること。

2 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の内容や頻度は地域によって差があるものの、これが地域社会に深刻な亀裂を生じさせている地方公共団体においては、

国と同様に、その解消に向けた取組に関する施策を着実に実施すること。

3 インターネットを通じて行われる本邦外出身者等に対する不当な差別的言動を助長し、又は誘発する行為の解消に向けた取組に関する施策を実施すること。

部落差別の解消の推進に関する法律

平成 28 年 12 月 16 日 法律第 109 号

(目的)

第 1 条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第 3 条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第 4 条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第 5 条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第6条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

部落差別の解消の推進に関する法律案に対する附帯決議（衆議院）

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

部落差別の解消の推進に関する法律案に対する附帯決議（参議院）

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

1 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。

2 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。

3 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。

大分県部落差別等あらゆる不当な差別の解消等に取り組む人権尊重社会づくり推進条例

令和4年3月30日 大分県条例第49号

人権は、全ての人が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利であり、人間の尊厳に基づく固有の権利である。全ての人は、様々な個性をもった存在として皆同じように大切な人権を有しているものであり、これを侵害することは決して許されるものではない。

しかしながら、今日なお、部落差別をはじめ、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、性的指向、性自認、年齢、障がい、疾病等による不当な差別その他の人権侵害が存在する中で、さらにこれが、情報化の進展などの社会情勢の変化により複雑多様化し、私たちの解決すべき課題となっている。

一人ひとりが自分の人権のみならず他者の人権についても正しく理解し、配慮するとともに、相互に人権を尊重し合い、その共存を図っていくことが重要である。全ての個人が自律した存在としてそれぞれの幸福を追求することができる平和で豊かな社会の実現は、県民全ての願いである。

ここに、私たち大分県民は、全ての人の人権が尊重される社会づくりを進めるために、たゆまぬ努力を続けていくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）その他の人権尊重を目的とした法律等の理念にのっとり、人権が尊重される社会づくりについて、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権が尊重される社会づくりに関して県が実施する施策（以下「人権尊重施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、人権尊重施策を総合的に実施し、もって全ての人の人権が尊重される社会づくりを推進することを目的とする。

(基本理念)

第2条 人権が尊重される社会づくりの推進は、全ての人が自己決定を尊重され、自己実現を追求できる社会、全ての人が部落差別、障がい者に対する差別、本邦外出身者に対する差別、感染症の患者等に対する差別その他のあらゆる不当な差別（以下「部落差別等あらゆる不当な差別」という。）及びその結果生じる不合理な較差の解消に取り組む社会並びに全ての人が多様な価値観と生き方を認め合う社会の実現に寄与することを旨として行わなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権尊重施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、人権が尊重される社会づくりの推進に当たっては、県民(県民がその構成員である団体を含む。以下同じ。)、事業者、市町村及び国と連携して取り組むものとする。

3 県は、人権尊重施策を実施するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(県民の責務)

第4条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、学校、職場その他社会のあらゆる場において、人権が尊重される社会づくりが推進されるよう努めなければならない。

2 県民は、人権尊重施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、人権が尊重される社会づくりが推進されるよう努めなければならない。

2 事業者は、人権尊重施策に協力するよう努めるものとする。

(市町村との協働)

第6条 県及び市町村は、それぞれが実施する人権が尊重される社会づくりに関する施策について、相互に協力するものとする。

第2章 人権尊重施策の実施

(人権尊重施策基本方針)

第7条 知事は、人権が尊重される社会づくりを総合的に推進するため、人権尊重施策基本

方針(以下「基本方針」という。)を策定しなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 人権教育、人権啓発その他人権意識の高揚を図るための施策の方針

(2) 相談、苦情解決その他人権侵害の救済に関する施策の方針

(3) 社会的弱者に係る人権の諸課題に関する取組の方針

(4) 前3号に掲げるもののほか、人権が尊重される社会づくりを推進するために必要な事項

3 知事は、基本方針を策定するに当たっては、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本方針の具体化の方策としてその実施に関する計画を定めるものとする。

(差別をなくす運動月間及び人権週間)

第8条 部落差別等あらゆる不当な差別の解消の取組を進めるために部落差別等あらゆる不当な差別をなくす運動月間(以下「差別をなくす運動月間」という。)を、人権についての理解を広めるために人権週間を設ける。

2 差別をなくす運動月間は8月1日から同月31日までとし、人権週間は12月4日から同月10日までとする。

3 県は、差別をなくす運動月間及び人権週間の趣旨を普及するとともに、その趣旨

にふさわしい取組を行うものとする。

- 4 市町村は、地域の実情に応じて、差別をなくす運動月間及び人権週間の趣旨にふさわしい取組を行うよう努めるものとする。

(顕彰)

第9条 知事は、基本理念にのっとり、人権が尊重される社会づくりの推進に寄与し、県民の模範となる取組を行ったと認められるものを顕彰することができる。

- 2 知事は、前項の規定による顕彰を行うに当たっては、大分県人権尊重社会づくり推進審議会の意見を聴くものとする。

(事業者を支援する施策)

第10条 知事は、人権教育及び人権啓発の活動に取り組む事業者に対して、その活動を支援する施策を行うものとする。

(調査研究)

第11条 知事は、人権尊重施策の策定及び実施に関して、県民意識及び部落差別等あらゆる不当な差別に関する実態の把握その他の必要な調査研究を行うものとする。

(年次報告等)

第12条 知事は、毎年、人権尊重施策の実施状況についての報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3章 大分県人権尊重社会づくり推進審議会

(大分県人権尊重社会づくり推進審議会)

第13条 次に掲げる事務を行うため、大分県人権尊重社会づくり推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- (1) 第7条第1項の規定による基本方針の策定に当たって意見を述べること。

- (2) 第9条第2項の規定により顕彰について意見を求められた事項について、意見を述べること。

- (3) 前2号に掲げるもののほか、人権が尊重される社会づくりの推進に関する重要な事項について、知事に提言すること。

(組織及び任期)

第14条 審議会は、知事が任命する委員20人以内をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 委員は、再任されることができる。

第4章 雑則

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に策定されている大分県人権施策基本計画は、第7条第1項の規定により策定された人権尊重施策基本方針とみなす。
- 3 この条例の施行に伴い新たに任命される委員の任期は、第14条第2項の規定にかかわらず、平成22年9月10日までとする。

附 則(令和4年条例第12号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

豊後高田市における部落差別をはじめあらゆる差別の解消を推進し人権を擁護する 条例

平成 17 年 3 月 31 日 条例第 92 号

(目的)

第 1 条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法の基本理念及び部落差別の解消の推進に関する法律(平成 28 年法律第 109 号)をはじめとする差別の解消を目的とした法令の理念に則り、部落差別をはじめ、障がい者、外国人への差別等あらゆる差別(以下「差別」という。)の解消を推進し、人権の擁護を図ることにより、平和で明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第 2 条 市は、前条の目的を達成するため、国及び県と適切な役割分担を踏まえ、連携を図り、必要な施策を積極的に推進するとともに、市民の人権意識の高揚を図るため、必要な教育及び啓発活動に努めるものとする。この場合において、市は、市民の自主性を尊重し、自立向上の意欲を助長するように配慮しなければならない。

(市民の責務)

第 3 条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、差別の解消を推進するための施策に協力するとともに、自らも差別及び差別を助長する行為をしないよう努めなければならない。

(相談体制の充実)

第 4 条 市は、差別に関する相談に的確に応じるために必要な相談体制の充実に努めるものとする。

(実態調査)

第 5 条 市は、第 2 条に規定する施策の実施に資するため、必要に応じて実態調査等を行うものとする。

(審議会)

第 6 条 この条例の目的を達成するために必要な施策及びその推進に関する事項を審議するため、豊後高田市における部落差別をはじめあらゆる差別の解消を推進し人権擁護に関する審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第 7 条 審議会は、委員 15 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 豊後高田市教育委員会委員
- (3) 人権擁護委員
- (4) 民生委員
- (5) 各種団体の代表
- (6) 豊後高田市職員

(任期)

第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第9条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第10条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、審議のため必要があるときは、関係者を会議に出席させて説明させ、又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、人権啓発・部落差別解消推進課において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 3 月 31 日から施行する。

附 則(平成 30 年 12 月 20 日条例第 32 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 19 日条例第 1 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

豊後高田市人権施策推進本部設置要綱

平成 18 年 11 月 28 日

／豊後高田市訓令第 11 号／豊後高田市教育委員会訓令第 5 号／

(設置)

第 1 条 豊後高田市人権施策基本計画に係る施策について、本市における連絡調整を図り、総合的かつ効果的に推進するため、豊後高田市人権施策推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 本市の人権施策に関する基本的事項に関すること。
- (2) 本市の行う人権施策に関する事業についての連絡及び調整に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、前条の目的達成のため、市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、市長が指名する者をもって充てる。

(職務)

第 4 条 本部長は、会務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、本部長があらかじめ指名する副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長がその議長となる。

(部会)

第 6 条 第 2 条に規定する事項のうち、専門的な事項について調査及び検討を行わせるため、推進本部に部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、人権啓発・部落差別解消推進課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則(平成19年3月30日／訓令第21号／教育委員会訓令第5号／)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日／訓令第3号／教育委員会訓令第2号／)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

大分県豊後高田市
豊後高田市人権啓発・部落差別解消推進課（隣保館内）

〒 8 7 9 - 0 6 2 7

豊後高田市新地 1 2 7 8 番地

電話 / FAX: 0 9 7 8 - 2 4 - 0 0 0 7

e-mail: jindoutaisaku@city.bungotakada.lg.jp